

○甲州市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び所掌事務）

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

甲州市総合計画審議会

甲州市行政改革推進委員会

甲州市指定管理者候補選定委員会

甲州市国土利用計画策定審議会

（以下略）

2 （略）

3 前2項の規定により設置される附属機関が所掌する事務は、別表の所掌事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、市長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4・5 （略）

（会長等）

第4条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等)

第6条 附属機関は、その所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の所掌事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(略)

別表（第2条、第3条関係）

1 市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の要件	委員の 任期
甲州市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。 (1) 総合計画の作成の基準となるべき事項 (2) 総合計画の実施に関して必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要な事項	35人以 内	(1) 学識経験を有する者、地域を代表する者及び関係行政機関の職員 (2) 公募による者	当該諮問に係る審議の期間